

<主任技術者等通知書記載の技術者についての注意事項>

営業所技術者等(旧 営業所の専任技術者)は現場代理人と兼任はできません。

・「静岡県建設工事執行規則」

第 22 条 第 3 号

現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。

⇒現場代理人は、工事現場に常駐することとされています。

・「建設業法」

第 7 条 第 2 号及び第 15 条 第 2 号

その営業所ごとに営業所技術者/特定営業所技術者を専任の者として置く者であること。

「建設業許可事務ガイドライン」

【第 7 条関係】 2. 営業所技術者等について

「専任」の者とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者をいう。

⇒許可業者は、営業所に常勤して専任する「営業所技術者等」を置かなければなりません。

・「監理技術者制度運用マニュアル」（国土交通省）

2 - 2 監理技術者等の設置

(5) 営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

(営業所技術者等には専らその職務に従事することが求められているとしたうえで)

当該営業所において請負契約が締結された建設工事であり、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に、要件を満たせば営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼ねることができる場合があります。(詳細は、「監理技術者制度運用マニュアル」を参照してください)

⇒主任技術者等であれば、営業所技術者等が兼任できる場合がありますが、現場代理人と営業所技術者等の兼任についての言及はありません(認めていません)。

以上より、営業所技術者等は、現場代理人との兼任はできません（主任技術者等は、要件を満たす場合には兼任可能です）。